

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

問合せ
 【国民健康保険の方】
 国民健康保険係
 ☎62-3144
 【後期高齢者医療の方】
 北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011-290-5601
 医療年金係
 ☎63-0136

7月中に資格確認書や資格情報のお知らせをお届けします

| | | 送付されるもの |
|----------------|----|--|
| マイナ保険証をお持ちの方 | 国保 | 70歳以上の方へのみ資格情報のお知らせ ※施設入所者や要配慮者などで、希望される方には、申請により資格確認書を交付します。 |
| | 後期 | 75歳～84歳以下の方へ資格情報のお知らせ ※希望される方には、申請により資格確認書を交付します。 85歳以上の方へ資格確認書 ※過去に申請があった方へのみ限度額認定証一体型 |
| マイナ保険証をお持ちでない方 | 国保 | 資格確認書 ※更新手続きをした方へのみ限度額認定証も送付 |
| | 後期 | 資格確認書 ※過去に申請があった方へのみ限度額認定証一体型 |

※有効期限を過ぎたものは、各自で破棄してください。



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療保険

マイナ保険証

健康保険証として使えるように利用登録したマイナンバーカード



資格確認書

マイナンバーカードを取得していない方、取得しているが保険証の利用登録をされていない方などが医療機関を受診するための書類

国民健康保険



薄緑色

後期高齢者医療保険



黄緑色

資格情報のお知らせ



マイナ保険証で資格確認ができない場合に、マイナンバーカードと併せて医療機関の窓口で提示してください。

注意！

「資格情報のお知らせ」のみで診療は受けられません。

子ども・子育て支援金制度が始まっています

令和8年度から法改正に伴い、社会全体で子ども・子育て世帯を支えるため、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、医療保険の保険税に併せて子ども・子育て支援金分を徴収します。

詳しくは、保険料のパンフレットまたはこども家庭庁や市のホームページをご覧ください。



▲こども家庭庁



▲市ホームページ

国民年金保険料の免除・猶予制度

問合せ
医療年金係
☎63-0136
岩見沢年金事務所
☎25-1570
(音声案内2→2)

経済的な理由で納付が困難と認められた場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

| 種類 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|-----|------|-----|-----|-----|-----|---|----|------|--|--|--|--|------|--|--|
| 免除 | 全額免除 | 月額17,920円→0円 | 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定以下の場合に、申請により免除を受けることが可能 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4分の3免除 | 月額17,920円→4,480円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半額免除 | 月額17,920円→8,960円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4分の1免除 | 月額17,920円→13,440円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 産前産後期間免除 | 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）の保険料の全額が免除。出産予定日の6カ月前から申請可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免除 | 育児免除 (10月1日～) | <p>子を養育する方（父母・養父母）は、子を養育することとなった日の属する月から1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間（産前産後免除を受ける実母の場合は、引き続き9カ月間で最大13カ月間）の保険料の全額が免除</p> <p>〈例〉</p> <table border="1"> <tr> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>～</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td colspan="5">産前産後</td> <td colspan="3">育児免除</td> </tr> </table> | | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ～ | 7月 | 産前産後 | | | | | 育児免除 | | |
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ～ | 7月 | | | | | | | | | | | |
| 産前産後 | | | | | 育児免除 | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定免除 | 障害年金1級または2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年所得に関わらず、申請することで保険料の全額が免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 猶予 | 納付猶予制度 (50歳未満の方) | 本人・配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合、申請により保険料の支払いを猶予することが可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学生納付特例制度 | 学生で前年所得が一定以下の場合、申請により在学期間中の保険料の支払いを猶予することが可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

離職（退職・失業）による特例

所得審査の対象となる方の中に、離職した方がいる場合、その方の所得は除外して審査します。

申請に必要なもの

・本人確認書類 ・基礎年金番号かマイナンバー（個人番号）が分かるもの

※学生納付特例の申請は、学生証または在学証明書（原本）も必要

※離職による特例の申請は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証も必要



▲詳しくはこちら

スマホやパソコンからも申請できます

マイナポータルを利用することで、市役所や年金事務所に来庁することなく24時間365日、申請することができます。

※初めてのの方は利用者登録が必要

余裕があるときに追納できます

免除・納付猶予・学生納付特例を受けると、納付期間に応じて支給される老齢基礎年金は減額されますが、免除が該当した月から10年以内であれば、さかのぼって免除期間分の保険料を納めることができます。